

平成 30 年度 いじめ重大事態に関する再発防止策の取組状況について

平成 29 年 3 月 31 日に公表した「いじめ重大事態に関する再発防止検討委員会報告書」（以下「再発防止策」）に掲げられている 8 項目 34 の取組（別紙 1）について、横浜市いじめ防止基本方針（別紙 2）の徹底（防止策：6-②）を図り、学校と教育委員会事務局が一体となって進めています。「学校の取組」、「教育委員会事務局の取組」、「再発防止にかかる仕組みづくり」の 3 つの視点で 30 年度の取組状況を報告します。

1 学校の取組

いじめ防止対策推進法では、いじめを見落とすことのないよう、いじめられた児童生徒の立場に立ち、いじめを広く捉えています。この定義を正しく理解し、学校での組織的な対応を徹底していくことが重要です。

法の定義理解や児童生徒理解等の効果的な研修を通して、学校での組織的な対応が徹底されたことで、30 年度はいじめ認知件数は、2 月までの暫定値ですが、前年度に比べ増加傾向（昨年同時期に比べると 13.2% 増加）にあります。いじめの早期発見に向け、さらに正確な認知に努めていきます。

また、認知した事案に対して、適切な支援・指導を行うことにより、早期解決につながるよう積極的に取り組んでいきます。

【いじめ認知件数】（単位：件） ※30 年度は 2 月末までの暫定値

	28 年度	29 年度	※30 年度	前年度比
小学校	2,985	3,566	3,767	201
中学校	791	1,083	1,281	198
計	3,776	4,649	5,048	399



① 児童生徒理解・法の定義理解のための教職員研修の実施

（防止策：1-③、1-⑤、2-①、2-②、2-④、6-③、8-①/方針：第 2 章 3、第 3 章 3）

各学校での組織対応の中心となる校長や児童支援・生徒指導専任教諭に対して、『いじめ』根絶！横浜メソッド』やその増補版を活用した児童生徒理解やいじめの定義理解の研修等を実施するとともに、いじめ重大事態の調査結果（公表版）を活用し各学校での校内研修、取組の点検へつなげました。

また、福島県へ教員を派遣し、震災後の学校や福島県の放射線教育について研修を実施し、学校において、研修での経験を生かした道徳の授業や学級活動、人権研修等を行いました。

※「いじめ」根絶！横浜メソッド… 教師のためのいじめ防止・対応マニュアル

児童生徒理解・いじめの定義理解

- ・校長への研修（6 月）多様な視点で児童生徒を見守る校内体制づくり
- ・児童支援・生徒指導専任教諭への研修（毎月実施）
- いじめの定義、組織体制・対応の流れ、教育相談体制、地域や関係機関との連携、ネットいじめの現状と対策、等

いじめ重大事態の調査結果（公表版）の活用

- ・調査結果を踏まえた学校の取組の再点検

放射線・被災地理解

- ・福島県での教員派遣研修（6 月 61 人、富岡町立小中学校、三春校・富岡校）
- ・派遣研修の実践報告（1 月）



② 「学校いじめ防止対策委員会」による組織対応の徹底

（防止策：2-③、2-④、2-⑤、2-⑦、3-①、3-②、8-③/方針：第 2 章 3、第 3 章 1、第 3 章 2、第 3 章 3）

管理職と複数の教職員によって構成する「学校いじめ防止対策委員会」の毎月 1 回以上の開催を徹底し、いじめの認知、対応方針の決定、進捗管理を行い、いじめの解決に組織的に対応しました。引き続き、いじめ防止対策委員会がより効果的に行われるよう、学校を支援していきます。

また、12 月のいじめ解決一斉キャンペーンでの全児童生徒を対象としたアンケート調査や、いじめが起きにくい学年や学級の風土づくり等、未然防止のための環境づくりや取組にも重点を置き、児童生徒の主体的な活動をはじめ、保護者との信頼関係の構築や地域、関係機関とも連携・協働して取り組んでいきます。

【学校いじめ防止対策委員会の役割】

- ・いじめの認知（相談・報告の窓口）
- ・事実確認、指導、支援等の対応方針の決定
- ・認知している事案の進捗管理
- ・学年、学級の様子や気になる児童の情報共有
- ・未然防止のための環境づくり、取組の周知
- ・早期発見のための取組
- ・学校いじめ基本方針に基づく取組、見直し等

【学校いじめ防止対策委員会の開催状況】（単位：校）

	小学校	中学校	義務教育学校	高等学校	特別支援学校
月 1 回	289	68	2	9	9
月 2～3 回	43	39	0	0	1
週 1 回以上	8	39	0	0	2
計	340	146	2	9	12

【児童支援専任教諭の授業等を軽減するために配置されている非常勤職員の常勤化】

専任教諭が校内で組織的ないじめ対応の中心的役割を担うことができる条件を整えるため、後補充で配置している非常勤職員の常勤化を拡充 <H29:40 校 → H30:90 校 → R1:140 校（うち 20 校は市単独予算）>

③ 児童生徒が主体的に取り組む「横浜子ども会議」等の実施

（防止策：1-①、4-①、8-③/方針：第 2 章 3、第 3 章 3）

30 年度の横浜子ども会議では「だれにとっても居心地のよい学校づくり」をテーマに、子どもたちが主体となり、各学校と中学校ブロックで年間を通して話し合いと具体的な取組を進めました。

8 月の「横浜子ども会議」区交流会では、中学校ブロック、高校での話し合いや年間の取組について区ごとに集まり実践発表を行いました。

12 月の「いじめ防止市民フォーラム」では、小・中学生が「横浜子ども会議」の取組を生かし、それぞれ学校で行っているいじめ防止の取組について発表を行い、パネルディスカッションでは保護者、教職員も加わりそれぞれの視点から話し合いました。



●上郷中学校ブロック（上郷中・上郷小・庄戸小）の取組

「誰にとっても居心地のよい学校づくり」

- ・子どもサミットの開催、地区懇談会の開催、「本気のあいさつロード」の実施
- ・小・中学校、地域一体で、「みんなが笑顔で活気あるあいさつ」、「相談できる環境づくり」のあり方を検討

●ろう特別支援学校の取組

「日常の中で理解し合える関係づくり」

- ・高等部では生徒会を中心に、小中高連携に力を入れ、運動会や交歓給食などの関わりを大切に取組を実施
- ・「相談しやすい環境」として、同級生だけでなく、先輩も関係なく相談をすることができるよう仲間づくりにつながった

●六ツ川中学校ブロック（六ツ川中・六ツ川小・六ツ川台小・六ツ川西小）の取組

「SNS・携帯電話・スマホの問題に保護者・地域と共に取り組む」

- ・スマホ等の SNS の使用について、地域共通のルールを作り、家庭における約束づくりを推進
- ・学校、保護者、地域、児童生徒が協力し、安心して生活できる地域の基盤づくりを進める

2 教育委員会事務局の取組

教育委員会事務局に「緊急対応チーム」を設置し、いじめの早期解決を図っています。また、学校がスクールソーシャルワーカー（以下「SSW」）を積極的に活用することで、区役所等と連携したチームアプローチを進め、児童生徒への適切な支援につなげています。

① 学校教育事務所による保護者や学校への積極的支援 (防止策：5-①、5-③/方針：第2章3)

学校が認知したいじめ事案に対し、指導主事による学校訪問や課題解決支援チームの派遣など、学校の組織的対応を支援しています。また、電話・面談等により保護者への支援を行い、いじめの早期解決を図っています。事案によっては、弁護士による法律相談を活用しています。

※ 課題解決支援チームの構成

：指導主事（学校担当、課題別担当）、SSW、学校支援員
必要に応じ、心理学、教育学等の専門家

【学校担当指導主事による支援例】

学校からの連絡を受け、重篤ないじめ事案と判断した学校教育事務所の指導主事がSSWとともに、本人・保護者と直接会い、いじめの内容やつらい思いを聞いた。指導主事は学校に対し、速やかに調査をすることを指示。その調査の仕方を助言し、関係機関との連携構築を調整した。また、学校に対して、本人、保護者を入れたケース会議を定期的に行うよう提案するとともに、指導主事とSSWが会議に参加し、解決に向けて支援した。

【いじめに関する検討・相談数】 30年度実績

学校への直接支援回数	531回
意思決定のためのケース・カンファレンス実施回数	400回
電話による保護者等対応回数	545回
保護者との面談回数	232回

② 学校では解決困難な事案に対する「緊急対応チーム」による支援

(防止策：5-②、5-④、6-①/方針：第2章3)

いじめの早期解決を図るため、課長、係長、指導主事（学校教育事務所兼務4人）、社会福祉職で構成する「緊急対応チーム」を教育委員会事務局に設置しています。

学校だけでは解決困難な事案に対し、学校教育事務所と連携し、学校訪問や専門家を活用した支援により、事態の深刻化を防ぎ、早期解決を図ってきました。30年度の緊急対応チーム指導主事の対応回数は増加傾向にありますが、緊急対応チーム会議で支援の進捗管理を行う困難な案件は減少傾向にあります。

【緊急対応チーム取扱件数】 30年度実績

取扱件数		学校訪問 ※2
(カンファレンス実施)	うち支援終了 ※1	
45件	26件	48件(延221回)

※1 緊急対応チームとしての支援が終了した案件

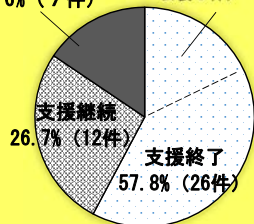
※2 学校訪問のうちSSW等の専門家同行19件(延83回)

【緊急対応チームによる支援例】

学校が保護者との対話が難しくなってしまった案件において、緊急対応チーム指導主事と学校教育事務所指導主事が学校に入り、助言する一方で、学校教育事務所のSSWが学校と十分打ち合わせの上、保護者と面談し、学校との信頼関係の再構築につなげ、いじめの解消に結び付けた。

【緊急対応チーム取扱件数(45件)の内訳】

重大事態調査 15.6% (7件)
(うち重大事態調査終了：公表8件)



③ スクールソーシャルワーカー(SSW)を活用したチームアプローチの実施と相談窓口の設置

(防止策：4-①、4-②、4-③、4-④、1-②、3-③、8-②/方針：第2章3)

学校が区役所などの関係機関と連携して適切な支援や指導を行えるよう、社会福祉の専門職であるSSWの積極的な活用を進めています。30年度は、正規職の統括SSWを各学校教育事務所に、高校・特別支援学校担当SSWを人権教育・児童生徒課に配置することで支援体制の充実を図りました。また、地域で生活する子ども達を支えるために、社会福祉協議会や主任児童委員との連携を進めています。人材育成については、大学と包括的な協定締結に向け協議を開始しました。今年度は、学校をより身近で支援できる体制の構築を目指し、学校教育事務所に配置し支援を行う派遣型SSWから、定期的に中学校ブロックを巡回して支援する中学校ブロック配置型SSWへの移行に向けたモデル実施を行います。SSWが電話相談に応じる「学校生活あんしんダイヤル」は、開設時間を延長して対応した結果、相談件数が大幅に増加しました。今年度は、寄せられた様々な相談を分類・整理することで、保護者等への適切な対応に資するよう努めます。

【SSWの支援対象人数】 30年度実績 (単位：人)

小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	計
458	168	16	17	659

※29年度：550人(109人増)

【SSWのいじめへの対応状況】

29年度：54件(うち状況改善35件、支援中等19件)

30年度：48件(うち状況改善32件、支援中等16件)

【あんしんダイヤル相談件数】 30年度実績 (単位：件)

いじめ	不登校	学校との関係	養育	その他	計
66	54	90	23	41	274

※29年度：182件(92件増)

【SSWによる対応例(いじめによる不登校)】

保護者は学校に適切な対応を求めていたが、学校は保護者の主訴を「いじめの事実確認」と捉え、児童への対応に至らなかった。保護者の不満は増大しあんしんダイヤルに入電。SSWは、保護者と面談し、「安心して学校に通わせたい」との主訴を確認。学校に伝え、事実確認と並行して学習環境を調整したところ、児童は登校を再開した。

【SNSを活用した相談窓口】

30年度は、県と協力して、無料通信アプリを活用したSNS相談を市内中学校5校、高等学校1校で試行実施した。相談者からは高い満足感が得られており、全校実施に向けた検討を行っていく。

3 再発防止にかかる仕組みづくり

① いじめ重大事態の調査結果「公表ガイドライン」の運用等

(防止策：6-④、7-①、7-②/方針：第2章2、第4章1)

調査結果の公表について、関係当事者への影響を配慮しつつ、再発防止につなげられるよう、いじめ問題専門委員会の答申に基づき「公表ガイドライン」を運用してきました。30年度は、調査報告がまとまった8件について、本ガイドラインに基づきHP等で調査結果を公表しました。

② 情報共有や引継ぎのための仕組みづくり

(防止策2-⑥、2-⑦、5-③、5-⑤、5-⑥/方針：第2章3、第3章2、第3章3)

教育委員会事務局内(各学校教育事務所、人権教育・児童生徒課)における相談記録の情報を共有するシステムの構築を30年度に完了し、今年4月から稼働しています。学校では、引き続き、研修等を通じて記録の徹底を図るとともに、児童生徒の個人情報として慎重に対応することの重要性を共有していきます。今年度は共通の様式の検討も行っています。

③ 小学校高学年における一部教科分担制の推進

(防止策：1-④/方針：第2章3、第3章3)

30年度は「児童の学力向上」「児童の心の安定」「教職員の負担軽減」をねらいとする一部教科分担制の導入による学年経営力強化の取組を8校で実施しました。教員向けのアンケートからは、児童が学級担任以外の複数の教職員と日常的に接するようになり、相談を受ける機会が増える傾向が見受けられました。今年度は推進校を拡大しつつ、引き続き効果検証を行います。

いじめ重大事態に関する再発防止策

再発防止策	
1	児童理解
	①児童生徒一人ひとりが受け入れられていると実感できる受容的な学級づくり
	②児童生徒がSOSを発信しやすい仕組みづくり
	③児童生徒一人ひとりの心理や特性を見出す児童生徒理解の促進
	④児童一人ひとりを多面的にとらえるための組織体制の整備
	⑤発達の段階に応じた児童生徒指導の徹底
2	校内児童生徒支援体制
	①放射線等に関する教育や被災地理解を進める教育の推進
	②道徳教育、人権教育の充実
	③課題解決に向けた組織的な対応力の向上
	④児童支援専任教諭の体制強化と育成
	⑤校長のマネジメント力強化と、児童支援・生徒指導専任教諭等の課題解決能力の向上
	⑥学校内での組織的な情報共有・引き継ぎの徹底
	⑦「教育を受ける権利」を補償するための支援の確実な実施
3	保護者との関係構築
	①保護者との日常的なコミュニケーションを図る学校体制づくり
	②保護者からの相談への組織的な対応
	③学校外の相談窓口の効果的活用
4	関係機関との連携
	①関係機関（多機関）との連携強化
	②スクールソーシャルワーカーの体制強化
	③スクールソーシャルワーカーの人材育成
	④チームアプローチ体制の整備
5	教育委員会事務局の児童生徒支援体制のあり方
	①学校教育事務所による積極的支援
	②緊急対応チームによる支援
	③ケースカンファレンス等による組織的判断の確実な実施
	④迅速な専門家の派遣
	⑤専門相談との情報共有
	⑥いじめ事案の継続的な状況確認
6	いじめ調査方法のあり方
	①学校・学校教育事務所・教育委員会事務局の連携による重大事態調査の判断
	②「横浜市いじめ防止基本方針」の改正を踏まえた再発防止策の推進
	③研修・説明会による制度周知や事例検討による法の確実な運用
	④早期解決に向けた調査体制の拡充
7	調査結果の公表のあり方
	①調査結果公表における個人情報保護関係法令の遵守
	②調査結果公表ガイドラインの作成
8	いじめの定義の理解
	①より効果的な研修の工夫
	②いじめの申し立て窓口の設置
	③保護者や地域に向けた学校の取り組みの発信

○横浜市いじめ防止基本方針

第1章 いじめの防止等のための対策の基本的な考え方	
1	いじめの定義
2	いじめの防止等の対策に関する基本理念
3	横浜市いじめ防止基本方針策定の目的
4	いじめ防止に向けた方針
第2章 いじめの防止等のために横浜市が実施する施策	
1	横浜市いじめ問題対策連絡協議会の設置
2	横浜市いじめ問題専門委員会の設置
3	教育委員会の取組
	(1) いじめの防止・早期発見に関すること
	(2) いじめの対応に関すること
	(3) 学校評価、学校運営改善の実施
4	市長部局の取組
5	いじめ防止対策の点検・見直し
第3章 いじめの防止等のために学校が実施すべき施策	
1	学校いじめ防止基本方針策定への考え方
	(1) 策定意義
	(2) 内容
	(3) その他
2	学校の組織づくり
	(1) 未然防止
	(2) 早期発見・事案対処
	(3) 取組の検証
3	学校におけるいじめの防止等に関する取組の具体化
	(1) いじめの防止
	(2) 早期発見
	(3) いじめに対する措置
	(4) いじめの解消
	(5) 特に配慮が必要な児童生徒
	(6) 学校運営協議会等の活用
第4章 重大事態への対処	
1	重大事態の発生と調査
	(1) 重大事態の意味
	(2) 重大事態の判断
	(3) 重大事態の報告
	(4) 調査の趣旨及び調査主体
	(5) 調査を行うための組織
	(6) 事実関係を明確にするための調査の実施
	(7) その他留意事項
	(8) 調査結果の提供及び報告
2	調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置
	(1) 再調査
	(2) 再調査を行う機関の設置
	(3) 再調査の結果を踏まえた措置等